

守山市結婚新生活支援補助金 Q & A

婚姻について

Q 1. 対象年齢は、いつ時点での年齢を指しますか？

A. 申請時に提出の、「婚姻届受理証明書」または「婚姻後の戸籍謄本等」に記載されている婚姻日時点での満年齢です。夫婦ともに 39 歳以下の世帯が対象です。

Q 2. 令和 6 年 3 月 31 日以前に入籍した場合は対象になりますか？

A. 令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、婚姻届を提出し、受理されている場合は対象になります。

Q 3. 守山市外で婚姻届を提出し、受理されている場合は対象になりますか？

A. 対象になります。ただし、交付申請時において、夫婦の双方または一方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所（守山市）となっている必要があります。

Q 4. 再婚の場合は対象になりますか？

A. 対象になります。ただし、夫婦の双方または一方が、過去にこの補助金（他の地方自治体における同様の補助金を含む。）の交付を受けていないことが必要です。

Q 5. これから婚姻届の提出や引越し等を予定している場合、事前に申請できますか？

A. 事前に申請はできません。実際に、引越しや婚姻がなされ、対象費用の支払いを終えた後、必要書類が全て揃った時点で申請が可能となります。

所得について

Q 6. 所得は、どの時点の課税（所得）証明書を見ればいいですか？

A. 令和 6 年 5 月 31 日までに交付申請された場合は、令和 4 年分の合計所得金額が記載された課税（所得）証明書を、令和 6 年 6 月 1 日以降に交付申請された場合は、令和 5 年分の合計所得金額が記載された課税（所得）証明書（交付申請の時点で発行されている直近の課税（所得）証明書）を確認してください。

源泉徴収票では受け付けていません。

また、夫婦二人の合計所得金額の合算が 500 万円未満の世帯が対象です。

「収入」ではなく「所得」ですので、ご注意ください。

Q 7. 婚姻を機に夫（妻）が離職し無職となった場合の所得はどう算出されるのですか？

- A. 申請時点における有職、無職にかかわらず、夫婦二人の所得を合算します。
Q 6 のとおり課税（所得）証明書をご提出ください。

対象経費について

Q 8. どのような費用が対象になるのですか？

- A. ①住宅取得費（守山市内の住宅を取得した費用）
②住宅賃貸費（守山市内の住宅を賃貸した賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料）
③引越し費用（守山市内に引越した際に、引越し業者・運送業者に支払った費用）
④リフォーム費用（守山市内の住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅機能の維持・向上のための修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用）

Q 9. いつまでに支払った費用が対象になるのですか？

- A. 申請日まで（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間）に支払った費用が対象になります。申請日以降に支払う予定の費用は対象となりません。

Q10. 対象にならない費用はありますか？

- A. 住宅取得費用に関連する土地購入代、住宅ローン手数料、住宅賃貸費用に関連する駐車場代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料、倉庫・車庫・門、フェンス、植栽等の外構にかかる工事費用ならびにエアコン、洗濯機等の家電購入・設置費用等は対象外です。

Q11. 住宅のリフォーム・増改築費用は対象になりますか？

- A. Q 8 のとおり対象になります。

Q12. 新婚夫婦以外の名義で契約した住宅取得費または住宅賃貸費は対象になりますか？

- A. 対象になりません。

Q13. 夫（妻）の実家に転入してきたが、補助金の対象になりますか？

- A. 同居するために行う増改築等のリフォーム費用や引越し費用があれば対象になります。ただし、引越し費用として対象になるのは引越し業者や運送業者に支払った費用のみで、自分で荷物を運んだ場合のレンタカー費用や荷物を宅配便で送った送料等は対象外です。

Q14. 親などの親族と同居する場合も、補助金の対象になりますか？

- A. 対象になります。ただし、住宅の取得、賃借、リフォームのための契約名義が新婚夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを新婚夫婦のいずれかが行っていることが必要です。

Q15. 婚姻日より前から同居していた場合、婚姻日前に発生した経費も対象となりますか？

- A. 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに発生した経費は対象となります。ただし、婚姻日から起算して1年以内に同居を開始した場合に限ります。これ以外は、婚姻日以降に生じた経費に限ります。
「同居開始日」は、住民票や賃貸借契約書等で確認できる日となります。同居の有無は、住民票や賃貸借契約書の同居人欄等で確認できる必要があります。

Q16. 夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件に、婚姻後、あるいは婚姻前に婚姻を前提に、もう一方が入居した場合、補助金の対象になりますか？

- A. 「同居開始日以降」の費用に限り対象となります。「同居開始日」は、住民票や賃貸借契約書等で確認できる日となります。
(※Q15も併せてご確認ください。)

Q17. 婚姻日より前に、守山市内に住宅を購入（賃貸）したが、対象になりますか？

- A. 婚姻を前提に同居するため、あるいは同居する予定で住宅を購入（賃借）したことが、住民票や契約書で確認できる場合は、婚姻日以前に発生した住宅取得（賃貸）・引越しに関する費用も対象となります。

その他

Q18. 住宅手当の支給がない場合でも、住宅手当支給証明書の提出は必要ですか？

- A. 必要です。申請時点で働いている方は全員（夫婦ともに、アルバイト、パートを含む）、支給の有無に関わらず提出してください。

Q19. 貸与型奨学金の返済額が分かる書類とは何ですか？

- A. 奨学金返還証明書、または、支払額および支払先が明記された通帳の写しです。

Q20. 生活保護受給世帯の場合も補助の対象になりますか？

- A. 対象になります。ただし、本補助金の対象となる経費（住宅の取得費用および賃貸費用、引越し費用）について、生活保護による生活補助や住宅扶助、その他の扶助などを受給している場合、その部分については対象になりません。

Q21. 複数回、市内で転居した場合、2回目以降の転居に係る費用は補助の対象になりますか？

- A. 上限金額までは対象になります。